

平成24年5月16日

行政情報の無い要支援者の早期発見について

さいたま市長 清水 勇人

都市化や核家族化の進展を背景として、誰にも気付かれることなく死に至り、相当期間を経過した後に発見される、いわゆる「孤立死」という痛ましい事案が後を絶たない。特に最近では、単身世帯だけではなく、稼働年齢層の方が同居していながら、家族ごと孤立死に至るといった異例な事態も生じている。

各自治体においては、コミュニティやネットワークを活用した見守り活動や買い物支援など、安心して暮らせる地域づくりの取組が進められているが、さまざまな事情により住民登録を行っていない住民や、自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民など、「行政情報の無い要支援者」への対策が喫緊の課題となっている。

これらの「行政情報の無い要支援者」でも電気・ガス・水道といったライフラインは日々の生活で必ず使用することから、これらのライフライン事業者の協力を得て早期発見の仕組みを構築することが重要と考えられるところであり、自治体自らが実施している水道の分野においては、その取組も進められている場合があるが、「個人情報保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）がネックとなり、民間事業者の協力が得られないケースが多い実態にある。

これらの課題の解決には、市町村の枠を超え、自治体と広域的な事業者との包括的な法解釈の明確化や、事業者団体等との連携・協力が必要であることから、「行政情報の無い要支援者」の早期発見に向けて、九都県市首脳会議として、別紙のとおり、国において取り組むよう要望することを提案する。

行政情報の無い要支援者の早期発見について（案）

都市化や核家族化の進展を背景として、誰にも気付かれることなく死に至り、相当期間を経過した後に発見される、いわゆる「孤立死」という痛ましい事案が後を絶たない。特に最近では、単身世帯だけではなく、稼動年齢層の方が同居していながら、家族ごと孤立死に至るといった異例な事態も生じている。

各自治体においては、コミュニティやネットワークを活用した見守り活動や買い物支援など、安心して暮らせる地域づくりの取組が進められているが、さまざまな事情により住民登録を行っていない住民や、自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民など、「行政情報の無い要支援者」への対策が喫緊の課題となっている。

これらの「行政情報の無い要支援者」でも電気・ガス・水道といったライフラインは日々の生活で必ず使用することから、これらのライフライン事業者の協力を得て早期発見の仕組みを構築することが重要と考えられるところであり、自治体自らが実施している水道の分野においては、その取組も進められている場合があるが、「個人情報保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）がネックとなり、民間事業者の協力が得られないケースが多い実態にある。

これらの課題の解決には、市町村の枠を超え、自治体と広域的な事業者との包括的な法解釈の明確化や、事業者団体等との連携・協力が必要であることから、「行政情報の無い要支援者」の早期発見に向けて、国において下記に取り組むよう要望する。

- 1 検針時等に居住者の生活上の異変を発見し、生命の危険が予見される場合において、ライフライン事業者による自治体への通報は、個人情報保護法において本人同意なしに第三者への提供が認められているケース（※）に該当することをガイドライン上で明記する等、民間事業者が自治体への通報をしやすくする環境づくりを行うこと。

※ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意が困難であるとき（個人情報保護法第23条第1項第2号）

2 長期、頻繁な料金の滞納等、生活困窮が疑われる事例における自治体への通報について、具体的事例の収集、分析等を通じて、個人情報保護法上の取扱いを明確にすること。

平成24年5月 日

内閣総理大臣 野田佳彦様

厚生労働大臣 小宮山洋子様

経済産業大臣 枝野幸男様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

松原仁様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	熊谷俊人
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

行政情報の無い要支援者の早期発見について

H24.5.16
さいたま市

1 さいたま市北区の事案

- ・本年2月20日午後、さいたま市北区のアパートで、60代の夫婦と30代の息子とみられる3名の遺体が発見される。
 - アパート管理会社社員の通報により、警察官が発見
 - 死後約2か月が経過とみられるが、死因は不明
- ・さいたま市への住民登録、生活保護の相談なし。
- ・約2年前から家賃滞納が始まる。電気、ガスは料金滞納のため昨年未より供給停止。水道は料金滞納があったが供給を継続。
- ・昨年11月には水道局職員が区福祉課への相談を、12月には近所の住民が民生委員への相談を勧めるが、いずれもその後の接触なし。

首都圏における最近の「孤立死」の事案

- 横浜市旭区：70代の女性と息子とみられる40代の男性(昨年12月発見)
- 東京都立川市：40代の女性と5歳の男児(2/13発見)
- 東京都立川市：60代の女性と母親とみられる90代の女性(3/7発見)
- 埼玉県川口市：60代の男性と母親とみられる90代の女性(3/14発見)
- 東京都昭島市：60代の女性と叔母とみられる80代の女性(4/25発見)

都市化が進化した首都圏共通の課題

2 さいたま市の対応

- ・対策検討会議を設置(2/27)し、3月までに4回開催
 - メンバー：保健福祉局、子ども未来局、水道局、北区役所、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会
- ・東京電力さいたま支社から意見聴取(3/19)
- ・中間報告のとりまとめ(3/28)

今後、東京ガス、宅地建物取引業協会等からも意見聴取を行う予定

3 対策の方向性と課題

多重のセーフティネットを張ることで、要支援者を早期に把握し支援を行うことがポイント

(1) 行政としての要支援者の把握

住民登録の励行

- ホームページ・市報による周知、水道使用開始申込書における住民登録の呼びかけ

困りごとに応じた相談窓口の案内

- リーフレットの作成・配布

(2) 地域の見守り体制の充実

地域コミュニティによる支えあい

- 自治会等の協力を得て、見守り協力員を配置
 - さいたま市では本年10月から事業開始予定
 - 地域を巡回する事業者(新聞配達、郵便・宅配)の協力
 - 埼玉県入間市において、ヤクルトの女性配達員の通報により孤立死を防いだ事例(3/22)

(3) ライフライン事業者による通報

検針時等に異変を発見した場合の通報

- ✓個人情報保護法により通報を躊躇(法律上は、生命等の危険がある場合は本人同意なしに第三者への情報提供が可能)

ガイドラインへの明記等、通報しやすい環境づくりが必要

料金滞納を契機とした要支援者の把握

- ✓料金滞納 = 生活困窮とは必ずしも言えず、行政への通報が個人情報保護法上の適用除外に該当するかどうか判断がつかない
 - 滞納事案の分析等により、行政に通報しても個人情報保護法上問題が生じないケースを明確化する必要

水道については、自治体独自の取組により対応(個人情報保護条例の改正、運用改善等)

自治体の取組により対応

国の取組が必要